

令和6・7年度学校給食用物資納入業者登録制度登録申請の手引き

千葉市が発注する学校給食用物資の契約を希望する者の登録を行います。

1 登録の基準

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と厚生労働省が定める基準に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (4) 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を1ヶ月に1回以上実施しており、衛生検査等に係る報告を求めた場合は、遅滞なく提出できること。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じることができること。

2 登録の流れ

- (1) 申請関係書類を千葉市教育委員会保健体育課ホームページからダウンロードするか、保健体育課窓口で取得していただき、申請項目及び必要書類等を確認してください。
- (2) 『千葉市学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号)』に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して、千葉市教育委員会保健体育課(千葉市役所新庁舎高層棟10階)へ持参又は郵送により提出してください。
- (3) 提出書類を受領後、書類の内容を審査します。不明な点があれば、電話等で確認をお願いすることがあります。
また、明白かつ軽微な誤字・脱字等のご連絡せずに修正させていただきますので、ご了承ください。
- (4) 審査の結果については名簿の公表をもって通知に代えさせていただきます。
名簿は、千葉市教育委員会保健体育課ホームページ及び同課における閲覧により公表します。
※申請の手続きにあたっては、誤りや記入漏れ等がないよう注意してください。
申請事項及び添付書類に虚偽があった場合は、登録を抹消することがあります。

3 登録できる者

次の全てを満たしている者。ただし、「4 登録できない者」に該当する場合は登録できません。

- (1) 千葉市入札参加資格を有する者
(法人) 千葉市内に本社又は本店等を有する者
(個人) 千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者(他の者に雇用されている者は除く。)
- (2) 納期限の到来した法人税(個人事業者にあつては所得税)又は消費税若しくは地方消費税を完納している者
- (3) 納期の到来した千葉市税(延滞金を含む。)を完納している者
- (4) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている者

4 登録できない者

下記のいずれかに該当する者

- (1) 「3 登録できる者」の要件を全て満たしていない者
- (2) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (3) 千葉市内において、都市計画法に違反している者

5 登録者の取扱い

登録が認められた方は、「令和6・7年度千葉県学校給食用物資納入業者登名簿」に登載します。

名簿に登録された方は、千葉市が発注する学校給食用物資契約に係る業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知おきください。

なお、契約に係る見積品等の提出に要する費用は、見積者の負担となります。

学校給食用物資の発注は、単独調理場のある千葉市立の小学校及び特別支援学校と共同調理場の千葉市学校給食センターが行います。

6 申請期間

令和5年8月28日（月）から令和5年11月29日（水）まで

※午前9時から午後5時まで（土日・祝日は除きます。）に、持参又は郵送により提出してください。

※審査の結果については、千葉市ホームページで公表をもって通知に代えるものとします。

7 名簿の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

※随時申請の場合は名簿登載日から令和8年3月31日まで

8 取扱物資及び配送地区

(1) 取扱区分

区分No.	区分名	品 目
A	穀類	精白米 精麦 雑穀 その他
B	添加物類	ジャム類 ふりかけ・佃煮類 ソース類 ドレッシング類 小魚・種実類 チーズ類
C	冷凍食品類	冷凍農産物 冷凍海産物（練り製品含む） 冷凍畜産物 冷凍麺類 冷凍ナン
D	海藻・乾物類	昆布類（乾燥）わかめ類 ひじき けずりぶし 乾燥野菜・きのこ類 豆類 種実類
E	調味料類	食塩 しょうゆ 砂糖類 ソース・ケチャップ類 ドレッシング類 だしの素 香辛料
F	レトルト 水煮食品類	農産物水煮・油漬 海産物水煮 卵類水煮
G	缶詰類	野菜水煮 果実類 調味料・スープの素
H	卵類	鶏卵
I	乳類	牛乳 生クリーム 調理用ヨーグルト バター チーズ その他
J	デザート類	ゼリー類 ヨーグルト プリン 乳酸菌飲料
K1	獣鳥肉類 （精肉類）	豚肉 鶏肉
K2	獣鳥肉類 （畜肉加工品類）	ハム ベーコン ウインナー 焼き豚
L1	野菜類 （生野菜類）	青果類（野菜類 いも類 きのこと類）
L2	野菜類 （カット野菜類）	カット済青果類（野菜類 いも類 きのこと類）
M	果実類	生鮮果実類
N	油脂類	大豆油 サラダ油 菜種油 ごま油 米油 オリーブ油 マーガリン
O	豆腐類	豆腐 生揚げ 油揚げ（冷凍品を除く）
P	こんにゃく類	こんにゃく しらたき
Q	調理加工品類	魚類・肉類フライ 魚類味付・でん粉付 フリッター ハンバーグ 餃子等
R	生鮮魚類	切り身 開き 筒切り

(2) 配送地区

配 送 地 区
中央区
花見川区
稲毛区
若葉区
緑区
美浜区
市内全域
新港学校給食センター こてはし学校給食センター 大宮学校給食センター

9 提出書類

	提出書類	法人	個人	備考
1	千葉市学校給食用物資納入業者登録申請書	○	○	様式第1号
2	履歴事項全部証明書	○ (写可)		本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	身分証明書		○ (写可)	本籍地の市町村で発行 ※本籍地が千葉市の場合は、区役所又は市民センターで交付
3	印鑑証明書	○		本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	印鑑登録証明書		○	区役所又は市民センターで交付
4	法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書	○ (写可)	○ (写可)	納税地を所轄する税務署で発行 <u>法人は、その3の3</u> <u>個人は、その3の2</u>
5	市税納税確認承諾書	○	○	様式第2号 「市税納税確認承諾書」に必要事項を記入
6	誓約書	○	○	様式第3号
7	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく許可を要する事業所のみ該当			
	食品営業許可証の写し	○	○	市内事業者の方は、添付を省略できます。
	(1) 食品衛生監視票	(写可)	(写可)	申請日を基準に1年以内に交付のもの
(2) 「食品営業施設巡回票の閲覧に関する同意書」	(1)、(2)のいずれかを提出		市内事業者のみ「食品営業施設巡回票(写)」の提出でも可	
8	その他市長が必要と認める書類	○	○	

※千葉市物品等入札参加資格者名簿に登録している場合は、2～6までの書類は省略できます。

※各証明書は、発行日が申請書を提出する日から3か月以内のもので、最新の状況が確認できるもの

※提出書類は各1部ずつ

10 提出書類について（4ページ「9 提出書類」）

(1) 「5 市税納税状況確認承諾書」

法人、個人の市税納税の状況を確認するため、承諾書の記入をお願いします。

(2) 「7 食品衛生監視票」

7(1)・(2)のいずれかの提出をお願いします。

「7(1) 食品衛生監視票」(申請日を基準に1年以内に交付のもの)

「7(2) 食品営業施設巡回票の閲覧に関する同意書」

市内事業者のみ、「7(1) 食品衛生監視票」に代えて、「7(2) 食品営業施設巡回票の閲覧に関する同意書」の提出でも可能です。

また、千葉市食品衛生推進員による「食品営業施設巡回票(写)」をお持ちの場合は、「食品営業施設巡回票(写)」の提出でも可能とします。

食品営業施設巡回票の閲覧に関する同意書

千葉市食品衛生推進員における巡回状況及び食品営業施設巡回票について、所管部署に照会し閲覧することに同意します。

千葉市食品衛生推進員による巡回日(令和 年 月 日)

(フリガナ)

商号又は名称

※法人等の名称がない場合、記載は不要です。

代表者職氏名

又は個人名

所在地

又は住所

営業の種類

営業許可番号

～ 様式第1号 千葉市学校給食用物資納入業者登録申請書の記入方法 ～

(手書きの場合は、黒色のペン又はボールペンで記入してください。)

- (1) 訂正の場合は、訂正か所に横線を引き、その上部に訂正後の内容を記入の上、実印を押印してください。修正液・修正テープ・砂消し等は使用しないでください。
- (2) 申請年月日は、申請書を提出する日を記入してください。

1 申請者

- (1) 「所在地又は住所」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」、「電話番号」等を鮮明に記入してください。
※ゴム印を使用しても構いません。
- (2) 個人の場合は、代表者の職名は記入不要です。
- (3) 「商号又は名称」、「代表者名」にフリガナを記入してください。(役職名のフリガナは不要)
※ゴム印を使用した場合も、フリガナを記入してください。
- (4) 「電話番号」は、日中連絡の取れる番号を記入してください。
- (5) 「実印」は、印鑑登録の印を鮮明に押印してください。
- (6) 「使用印」は、見積書、契約書及び請求書において使用する印鑑を鮮明に押印してください。
ただし、個人の特定できる印鑑とします。実印を使用する場合は、使用印欄の押印は不要です。

2 事業及び施設概要

- (1) (法人) 「当該事業の開始年月日」は、法人設立届出書の「設立年月日」
(個人) 「当該事業の開始年月日」は、個人事業の開業・廃業等届出書の「開業・廃業等日」
- (2) (法人) 「従業員数」は、法人設立届出書の「従業員数」
(個人) 「従業員数」は、個人事業の開業・廃業等届出書の「従業員数」
- (3) 「輸送用車両」の自家用欄には、事業所が所有する車両台数を記入してください。
「輸送用車両」の委託契約欄には、配送委託先事業所名と委託車両台数を記入してください。

3 取扱区分

- (1) 登録を希望する「区分No」欄に、チェックを記入してください。※複数選択可
- (2) 登録取扱区分に制限はありませんが、一括下請はできませんので、自ら配送できる範囲で申請してください。

4 配送地区

- (1) 登録を希望する「配送地区」に、チェックを記入してください。 ※複数選択可
- (2) 「市内全域」は、市内すべてが配送可能な場合になります。
- (3) 「新港学校給食センター、こてはし学校給食センター、大宮学校給食センター」は、全学校給食センターすべての配送可能な場合になります。

5 千葉市入札参加資格者名簿の登録の有無(申請中を含む。)

令和4・5年度千葉市入札参加資格者名簿(千葉市契約課ホームページ参照)の登録の有無を記入してください。

登録がある場合は、利用者番号(6桁)を記入してください。

6 営業の種類及び食品営業許可番号

食品衛生法に基づく許可を要する事業所は、営業の種類及び食品営業許可番号を記入してください。

1.1 郵送先・問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所新庁舎高層棟10階
千葉市教育委員会保健体育課公会計班
電話：043-245-5909 FAX：043-245-5982
E-mail：kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

1.2 変更について（随時申請）

名簿登載後、登録事項に変更が生じたとき、又は営業を廃止若しくは休止したときは、『千葉市学校給食用物資納入業者登録事項変更・廃止届（様式第4号）』に必要書類を添付し、速やかに千葉市教育委員会保健体育課に提出してください。